

本日の会議に付した事件

令和3年第3回山元町議会定例会（第1日目）

令和3年8月31日（火）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 議案第40号 山元町個人情報保護条例及び山元町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、令和3年第3回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、8番遠藤龍之君、9番岩佐孝子君を指名します。

議 長（岩佐哲也君）日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配布の会期日程（案）のとおり、本日から9月16日までの17日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月16日までの17日間に決定しました。

議 長（岩佐哲也君）これから、議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。

以上、議長諸報告を終わります。

議 長（岩佐哲也君）日程第3．提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案審議20件を、山元町議会先例66番により一括議題とします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）改めまして、おはようございます。

本日、ここに令和3年第3回山元町議会定例会が開会され、令和2年度の各会計の決算

認定をはじめとする提出議案をご審議いただくに当たり、最近の町政の動向と各議案の概要についてご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、全国的に感染力の強い変異株デルタ株等への置き換わりにより、これまで経験したことのないスピードで感染拡大が続き、高齢者の重症化率は抑えられる一方、感染者の増加に伴い重症患者の総数は増加しており、医療提供体制の逼迫が進む事態になるなど、コロナ感染症はいまだ終息が見えない状況にあります。

本町においても、今月に入りお盆期間を挟み10日間足らずの間に10人を超える新規感染者が発生し、さらには僅か1月足らずで一挙に30人もの発生を見ており、予断を許さない状況にあります。

そうした中で国では17日、緊急事態宣言対象地域を新たに7府県追加し、13都府県としたほか、本県を含む10県にまん延防止等重点措置を適用したところではありますが、感染が拡大していることを受け、25日緊急事態宣言対象地域に本県を含めた8道県を追加し21都道府県とし、来月12日までの期間を対象に、改めて不要不急の外出、移動の自粛や感染リスクの高い行動の自粛など、一層の注意喚起、要請を行ったところでありませ

す。今、頼るべきは終息の切り札であるワクチン接種により早期に集団免疫を獲得することです。国が先月中の完了を掲げた65歳以上の高齢者向けワクチン接種について今月23日現在、人口に対する2回目接種率は全国で85.9パーセント、県では88.8パーセントとなりましたが、本町では85.6パーセントとなり、また接種希望者に対する接種率は93.8パーセントと高い結果となりました。

先月24日からは64歳以下の基礎疾患のある方への接種を開始し、12歳以上の小中学生、高校生への2回目の接種は約7割を終えておりますが、接種希望率が7割程度にとどまっていることから、当初計画日程以外の接種日も調整するなど接種率向上に取り組んでおります。

また、集団免疫の獲得に向けた接種率の目安として、従来型ウイルスでは人口の6割から7割とされておりましたが、変異株の広がりにより、現状では8割から9割の接種率達成がコロナの流行を小規模で散発的なものに抑えられる可能性があるとの報道もあります。本町のワクチン接種の希望者は、年齢的に接種ができない12歳未満の子供たちを含んでも、全町民の約8割となっておりますが、昨今県内での20歳以下の感染割合や10歳未満の感染者数も増加しており、町内においても30代以下の感染の例は、先ほど申した8月の状況を見ますと7割でございます。30人中21人、30歳代以下、そしてその21人のうち9人が10歳代とか10歳未満という状況になっておりますことから、さらなる安全確保には若年者への接種率向上が必要不可欠であり、かつこれからの最重要課題であると認識していることから、ワクチンは希望者への接種が前提ではありますが、接種の重要性等の啓発活動を行うなど、さらなる接種率向上へ鋭意取り組んでまいります。

次に、災害救助法に関する要望についてです。今年2月に発生した福島県沖を震源とする地震においては、県境により災害救助法適用の判断が分かれ、被災者支援に不公平感が生じました。しかしながら、災害は県境を考慮して発災するものではないことから、このようなことが是正されるよう制度の見直しや運用方法の改善を国に働きかけるため、先月

7日、岩佐議会議長、高橋副議長、渡邊県議とともに県庁を訪問し、村井知事に対し私からは災害救助法の見直し等に関する要望書、岩佐議会議長からは災害対策関係法律の改正を求める意見書を直接手渡し、要望を行ったところであります。

次に、水災・地震保険等加入促進事業についてです。近年多発する水害や地震被害における生活再建は、公的支援のみでは限界があることを踏まえ、県では水災保険、地震保険等の保険加入を促進し、自助の強化を図るため、宮城県水災・地震保険等トライアル補助金事業を今年度から開始しております。

町といたしましても、災害対策の一環として県事業と協調した町独自の上乗せ補助をすることにより、保険加入のさらなる促進を図り、大規模災害被災時に円滑かつ速やかな住居の再建等を加速させるよう支援してまいります。

次に、つばめの杜地内の空き公営住宅を活用し、実施を計画している小規模保育事業の進捗状況についてですが、公営住宅を小規模保育事業の用途に使用するための目的外使用に関して、先月30日付で国土交通省東北地方整備局長から承認をいただいたところであります。その後、小規模保育事業の運営事業者である「合同会社いろは」において、施設開設に向けた保育備品等の準備や施設の改修が進められておりますが、小規模保育事業施設の開設時期は来月下旬から10月上旬ごろになる見通しと伺っております。

次に、おくやみコーナーの開設についてですが、ご家族など大切な方がお亡くなりになった際に行わなければならない手続が保険や税、年金等多岐にわたり、悲しみの中にご遺族の方にとって大きな負担となりますが、そのようなご遺族の負担を軽減するため、10月中を目途に町民生活課の窓口におくやみコーナーを開設いたします。

このおくやみコーナーでは、担当職員がご遺族と面談しながら必要となる手続を案内し、ワンストップで役場内の手続を済ませていただくことができます。また、役場だけでなく、国をはじめとする関係機関での手続等もまとめたおくやみハンドブックを新たに作成し、死亡届の提出時にはお渡しするとともに、ホームページに掲載し町民の利便性の向上に努めてまいります。

次に、令和2年国勢調査速報値についてですが、5年ごとに10月1日を基準日として全国一斉に行われる国勢調査について、令和2年に行われた調査の速報値が6月末に公表されました。それによりますと、本町の人口速報値が1万2,051人と調査時点では前回の平成27年の調査から引き続き、1万2,000人台を維持いたしました。

しかしながら、緩やかな人口減少及び高齢化は確実に進んでおり、先月末の住民基本台帳は1万2,000人を割り込む1万1,973人であったことから、今後とも移住定住施策や子育て支援を中心とする各種施策により、バランスの取れた人口分布の実現や持続可能なまちづくりに意を用いてまいります。

次に、行政デジタル化に向けた取組についてですが、国では新型コロナウイルス対応において、自治体事務のデジタル化の遅れに伴う諸課題が明らかとなったことから、国が主導的な役割を果たしつつ、自治体全体が足並みをそろえ、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していくこととしており、先月開催された担当者説明会においてその概要が説明されたところであります。

今後、本町においてもめまぐるしく進む社会全体の行政デジタル化に対応すべく、国が示すスケジュール感に合わせ、行政手続のオンライン化や自治体情報システムの標準化、共通化等を計画的に進める必要があります。なお、それに伴う業務改善の一環として、例

規に関わる押印の省略廃止に関する事務に先行して取り組む予定としておりますが、その他庁内の各種業務全般にわたり、業務内容や業務プロセスの見直し等を含め、全庁的に相当の業務量が見込まれますので、あらかじめご承知いただきますようお願いいたします。

最後に、過疎地域持続的発展計画の策定状況についてですが、本町の計画案につきましてはこれまで県との協議を重ねてまいりましたが、今月20日付で同意をいただいたところであります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、財政上の特別措置等を活用するためには、本計画の策定が必須となっており、本議会において議案をご提案しておりますので、よろしくご可決賜りますようお願いいたします。

それでは、東日本大震災からの復興・創生に向けた最近の取組についてご報告申し上げます。

初めに、「やまもと夢いちごの郷」についてですが、管理運営を担う株式会社やまもと地域振興公社の決算について、第3期の決算はコロナ禍にあったものの、昨年を大きく上回る152万人のお客様にご来場をいただき、売上げについても当初の売上計画2億9,300万円に対し、3億2,400万円と、昨年に引き続き黒字決算となる見込みであります。

また、「一般社団法人まちづくりやまもと」の協力により、昨年10月からレンタサイクル事業に取り組んでおりますが、これら自転車の格納庫に関しましても来月末の完成を見込んでおり、引き続き関係機関や協力団体が一体となって、交流人口100万人の拡大に努めてまいります。

次に、「太平洋ブリーディング株式会社の工事の進捗状況」についてですが、コロナ禍における建設材の高騰や海外からの物流の停滞により、工事の着工が遅れておりましたが、近日中に工事請負業者との契約が締結され、来月から造成工事に着手すると伺っております。本町といたしましても、円滑な工事への着手と一日も早い操業開始に向け、引き続き支援してまいります。

次に、役場構内の道路・駐車場についてですが、今月整備が完了し全面使用可能となりました。駐車場は229台分を整備し、うち車椅子対応駐車場を5台分確保いたしました。さらには新たに作田山団地に通ずる西側出入口を整備するなど、施設利用者の利便性の向上を図っております。また、駐車場は指定緊急避難場所でもあることから、災害時の停電対策として、夜間でも安心して車で避難いただけるようソーラー照明灯を設置しております。

なお、公安委員会が設置する役場前交差点の交通規制標識については、来月末頃の設置見込みとのことでありますので、ご了承願うとともに、通行する際は交通ルールを守り安全運転をお願いします。

最後に、町内各地の道路等整備事業の動向について申し上げます。

初めに、県が進めている県道山下停車場線の改良工事についてですが、旧山下駅西側の一部分の改良を残すのみとなっております。県からは関係地権者のご協力をいただきながら年内の工事完成を目標として進めていると伺っております。

また、同じく県が進めている坂元川の護岸工事についてですが、旧県道相馬互理線中浜橋の撤去が今年3月に完了したことに伴い、現在その前後の護岸工事が進捗しており、来月末完成と伺っております。

次に、国が進めている国道6号の高瀬交差点改良及びJA山下ガソリンスタンド周辺の

歩道整備についてですが、当初来月末完成と伺っておりましたが、橋梁部の製品製作等に不測の日数を要したことに伴い、年内完成となる見込みであると伺っております。

以上、東日本大震災からの復興・創生に向けた最近の主な取組についてご報告申し上げます。

引き続き、我が町の復興・創生に向けてチーム山元一丸となり、全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、これまで同様、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告関係についてであります。報告第12号令和2年度決算山元町健全化判断比率について及び第13号令和2年度決算山元町公営企業資金不足比率については、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

次に、令和2年度各会計の決算認定について申し上げます。

決算認定をお願いするに当たりましては、監査委員からの審査意見書並びに事業ごとの成果資料も併せて提出しておりますのでご参照願います。

それでは、認定第1号令和2年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてですが、決算額は、歳入総額約164億9,000万円、歳出総額は約146億6,000万円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支では18億3,000万円余の黒字決算となりました。

前年度と比較しますと、歳入では対前年度比126.6パーセント、歳出では128.7パーセントとなっております。

また、翌年度に繰越すべき財源は約10億円であり、これを差し引いた実質収支額は8億3,000万円余であります。この実質収支額のうち、法令に基づき2分の1以上に相当する額の4億5,000万円を財政調整基金へ積立てしたものであります。

認定第2号令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてですが、決算額は、歳入総額約18億7,000万円、歳出総額は約17億7,000万円であり、差引きでは1億円余の黒字決算となりました。

前年度と比較しますと、歳入では、対前年度比103.6パーセント、歳出で101.9パーセントとなっております。

この決算剰余金のうち、法令に基づき2分の1以上に相当する額の5,200万円を財政調整基金へ積立てしたものであります。

認定第3号令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてですが、決算額は、歳入歳出とも総額約1億8,000万円であり、差引きでは100万円余の黒字決算となりました。

前年度と比較しますと、歳入では対前年度比104.2パーセント、歳出では104.6パーセントとなっております。

この決算剰余金につきましては、翌年度に全額を繰越金として処理し、令和3年度本会計の補正予算（第1号）の歳出予算において、一般会計への繰出金として措置しております。

認定第4号令和2年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてですが、決算額は、歳入総額約15億1,000万円、歳出総額は約14億5,000万円であり、

差引きでは5,000万円余の黒字決算となりました。

前年度と比較しますと、歳入では、対前年度比102.7パーセント、歳出で106.9パーセントとなっております。

この決算剰余金のうち、法令に基づき2分の1以上に相当する額の2,900万円を介護保険事業基金へ積立したものであります。

認定第5号令和2年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についてですが、本会計は、要介護認定に係る審査の平準化と、審査会運営の効率化を図ることを目的に、本町が幹事長を務め亘理町と共同運営しており、本会計の決算額は、歳入歳出ともに総額約500万円となっております。

認定第6号令和2年度山元町水道事業会計決算認定についてですが、初めに収益的収支につきましては収益総額は約4億3,000万円、これに対する費用総額は約3億6,000万円で、差引き7,000万円余の純利益となりました。

資本的収支につきましては、収入総額約1億3,000万円、これに対する支出総額は約2億3,000万円で、差引き不足額の9,000万円余は、損益勘定留保資金等で補填したところであります。

認定第7号令和2年度山元町下水道事業会計決算認定についてですが、初めに収益的収支について収益総額は約6億5,000万円、これに対する費用総額が約5億4,000万円で、差引き1億1,000万円余の純利益となりました。

資本的収支につきましては、収入総額約3億5,000万円、これに対する支出総額は約6億1,000万円で、差引き不足額の2億5,000万円余は、損益勘定留保資金等で補填したところであります。

次に、予算外の議決議案についてであります。議案第40号山元町個人情報保護条例及び山元町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第41号山元町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症の影響により返済が困難となった中小企業者等を支援するため、自然災害等による被災者の債務整理に関するガイドラインを新型コロナウイルスに適用する場合の特則が制定されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

議案第42号山元町町営住宅基金条例の一部を改正する条例については、町営住宅の適正な管理及び移住定住の促進による地域活性化を図る必要があることから、所要の改正を行うもの。

議案第43号については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき各種対策を総合的かつ計画的に実施するために必要な財政上の特別措置等を活用するとともに地域の持続的発展を図りもって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正等に寄与することを目的として策定する山元町過疎地域持続的発展計画について議会の議決を求めるもの。

議案第44号については、頭無西牛橋線道路改良工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、補正予算関係議案についてであります。初めに、各会計に計上しており

ます人件費に関する補正予算については、それぞれ当初予算編成後の人事異動等に係る人件費の調整額を措置しておりますので、人件費以外の主な項目について申し上げます。

それでは、議案第45号令和3年度山元町一般会計補正予算（第3号）案についてですが、歳入は地方交付税や決算に伴う繰越金、臨時財政対策債等の確定に伴う既定予算額との差額分をはじめ、国・県支出金の内示額等に起因するものや、決算に伴う各種特別会計からの繰入金、指定寄附金収入等を計上しております。

また、歳出は、コロナ感染症に係る経済対策としてまん延防止等重点措置に伴う県からの要請に引き続き、緊急事態宣言が発出されたことにより、営業時間短縮や休業要請等に全面的に協力した町内の飲食施設を経営する事業者に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を計上したほか、2月の福島県沖を震源とする地震に係るものとして、損害見舞金及び被災者住宅再建支援金の増額措置をはじめ、坂元地域交流センターの災害復旧関連事業や、県が実施する水災・地震保険等トライアル補助金交付事業に上乘せ補助する水災・地震保険等加入促進事業補助金、昨年度事業費の確定に伴う震災復興基金及びふるさと振興基金への積立て、生活センター等改修補助金の増額、耕作者への農地賃貸借料一括前払費補助金、谷地排水機場のポンプ改修事業費等を計上しております。

以上、ただいま申し上げました歳出予算に見合う財源としては、国・県支出金や決算に伴う前年度繰越金を増額するとともに、最終的な財源調整として財政調整基金の取崩しを減額措置した結果、今回の補正額は約1億7,000万円を増額するものであります。

続きまして、各特別会計補正予算案について申し上げます。

議案第46号令和3年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）案についてですが、歳出予算については、前年度事業の精算に伴う一般会計への繰出金を追加措置するものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、一般会計繰入金の増額措置や決算に伴う前年度繰越金を増額措置し、最終的には財政調整基金の取崩しの減額措置した結果、今回の補正額は約1,500万円を増額するものであります。

次に、議案第47号令和3年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案についてですが、歳出予算については、前年度事業の精算に伴う繰越金相当額を一般会計に対し繰出金として追加措置するものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、決算に伴う前年度繰越金をもって充当した結果、今回の補正額は約200万円を増額措置するものであります。

次に、議案第48号令和3年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）案についてですが、歳出予算については、前年度事業の精算に伴う一般会計への繰出金及び国、県に対する返還金を追加措置するものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、一般会計繰入金や決算に伴う前年度繰越金等を増額措置し、最終的には介護保険事業基金の取崩しの減額措置により財源調整した結果、今回の補正額は約4,500万円を増額措置するものであります。

次に、議案第49号令和3年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）案についてですが、人事異動等に係る人件費の調整額を措置するものであります。

今回の補正額は、収益的収入を8万円減額し、収益的支出を約20万円減額し、資本的支出を約400万円減額するものであります。

次に、議案第50号令和3年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）案についてで

ありますが、人事異動等に係る人件費の調整額を措置するものであります。

今回の補正額は、収益的収入を30万円増額、収益的支出を約20万円減額、資本的支出を約60万円増額するものであります。

以上、令和3年第3回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各議案等の細部につきましては、さらに関係課室長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜われますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に、任期満了に伴う監査委員の選任につき同意を求めることについて追加提案する予定でありますので、ご提案申し上げました際には、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）以上で提出議案の説明を終わります。

議長（岩佐哲也君）日程第4．議案第40号を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。議案第40号山元町個人情報保護条例及び山元町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元に配布しております配布資料No.1、条例議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、9月1日付でデジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い所要の改正を行うため、提案するものでございます。

1、改正の内容でございますが、今回は関係する2つの条例を改正するものです。初めに、第1条関係。山元町個人情報保護条例の一部改正となります。アとしまして、デジタル庁設置法の施行に伴う情報提供ネットワークシステムの所管変更に対応するもので、条例第27条中、総務大臣を内閣総理大臣に改め、イとしまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第4号の新規追加により、同号以降の引用規定の変更に対応するもので、条例第27条中第19条第7号及び同条第8号を第19条第8号及び同条第9号に改めるものでございます。

(2)としまして、第2条関係として山元町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する法律の一部改正となります。第1条関係のイでもご説明しましたが、第19条第4号の新規追加により、同号以降の引用規定の変更に対応するもので、条例第1条及び第5条の第1項中第19条第10号を第19条第11号に改めるものでございます。

3、施行の期日につきましては公布の日とするものでございます。

以上で、議案第40号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。 — 質疑ありませんか。

8番遠藤龍之君。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今回の条例の改正と申しますか、変化については総務大臣が内閣総理大臣に変わったということと、その下の19条第4号の新規追加によって条例が変わったということなんですが、その理由となった19条4号の中身というのはどういった中

身なんでしょうか。内容のこと。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。お答えいたします。今回第19条として法律で特定個人情報の提供の制限ということで19条が設けられております。本来であれば、何人も特定情報の提供をしてはならないということなのですが、例外ということで国の機関等の情報の提供という場合に、一定の条件をつけてその制限が設けられているということで、今回第19条の4号として追加された内容でございますが、一般の方々、お勤めをしている際に会社を辞めて新たに別な会社に移動する場合に、これまでは制限されていたんですが、新たに転職した場合に、これまで使用者間で情報の提供はできなかつたんですけども、その個人の同意を得て特定個人情報については、必要な限度内で従業員の個人情報を特定個人情報として提供することが可能となったということで、離職した場合、会社を替わった場合にその会社関係の特定個人情報について同意を得て提供することができるということで、今回設けられた内容となっております。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第40号山元町個人情報保護条例及び山元町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、9月2日木曜日午前10時開議であります。

お疲れさまでした。

午前10時52分 散会
